

## 自然災害に関する保険・共済の加入促進に際しての情報提供の在り方について

この文書は、風水害・土砂災害、地震などの自然災害に対する住宅の保険・共済の情報提供の在り方に関して、内閣府（防災担当）が関係省庁（金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省をいう。以下同じ。）及び業界団体（（一社）日本損害保険協会、（一社）外国損害保険協会及び（一社）日本共済協会をいう。以下同じ。）の協力を得て、関係機関等の役割及び自然災害に関する保険・共済の加入促進に際して配慮すべき事項について取りまとめたものである。一般消費者（共済にあっては組合員。以下同じ。）・住民への自然災害に関する住宅の保険・共済の加入促進やそのためのリスク情報の提供等に際しては、関係省庁や関係団体で作成している既存のガイドライン等に規定されている事項に基づいて実施することに加えて、この文書の内容に配慮して実施することが望ましい。

なお、この文書の内容は、関係機関等のこれら活動に付随して義務的になされるべきものではなく、あくまで付加的に実施することが望ましい事項についてまとめたものであることに留意されたい。また、この文書は、各主体の望ましい役割を整理したものであり、新たな義務を課すものではない。

加えて、作成に当たり、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月までの間、学識経験者、関係省庁、業界団体に参画いただき内閣府において開催した「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」でご検討いただいたものである。

### 1. 行政機関、業界団体、保険会社・共済団体の役割

一般消費者・住民への自然災害に関する住宅の保険・共済の加入促進やそのためのリスク情報の提供等に際しては、行政機関（内閣府等。以下同じ。）、業界団体、保険会社・共済団体がそれぞれ以下の役割に応じて取組を行うことが望ましい。

#### （1）行政機関

- ・内閣府は、一般消費者・住民に情報提供すべき自然災害リスク等の情報について整理し、その内容に基づきパンフレット（以下「内閣府パンフレット」という。）等を作成・更新する。
- ・内閣府は、一般消費者・住民に向け保険・共済の加入の必要性・重要性について周知する。（内閣府パンフレット等を積極的に活用）
- ・財務省は、業界団体及び保険会社と連携し、一般消費者に向け地震保険の加入の必要性・重要性について周知する。
- ・内閣府は、保険会社及び共済団体に対し、関係省庁及び業界団体の協力を得て、一般消費者向けの加入促進及びその際のリスク情報の提供（内閣府パンフレット等を積極的に活用）を適宜行うよう依頼する。
- ・国土交通省は、住民に対する水害・土砂災害に関するリスク情報の提供の推進に努める。

- ・内閣府は、地方公共団体に対し、可能であればハザードマップ等を示しつつ、住民への保険・共済の加入呼びかけを行うことを依頼する。（内閣府パンフレット等を積極的に活用）

## （２）業界団体

- ・業界団体は、一般消費者向けの啓発活動の中で、保険・共済の加入の必要性について、適宜周知する。（内閣府パンフレット等を積極的に活用）
- ・業界団体は、保険会社・共済団体に対し、一般消費者向けのリスク情報の提供（内閣府パンフレット等を活用）等について適宜実施するよう依頼する。

## （３）保険会社・共済団体

- ・保険会社及び共済団体は、直接または代理店を通じ、一般消費者へ保険・共済の販売を行う際に、自然災害リスク啓発の観点から、適宜内閣府パンフレット等を活用し加入の必要性について説明する。

## ２．自然災害に関する保険・共済の加入促進に際して配慮すべき事項

この文書は、行政機関、業界団体及び保険会社・共済団体が、一般消費者・住民の保険・共済への加入を促すため、リスク情報等を一般消費者・住民向けに提供する場合に配慮すべき事項について整理するものである。

※この内容全てを網羅することを求めるものではなく、各機関による情報提供内容がより充実するよう、参考情報として提供するもの。

※この内容を受けて新たなパンフレット等を各社・団体等で作成することを求めるものではない。

### （１）自然災害リスクに関する情報提供

日本は、地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置し、世界の 0.25% という国土面積と比較して、地震の発生回数や活火山の分布数の割合は極めて高いものとなっている。また、地理的、地形的、気象的諸条件から、地震や津波に加え、台風、豪雨、豪雪等の自然災害が発生しやすい国土となっている。

こうした災害の多発する国土の条件から、各世帯はその居住する住宅等に関する自然災害リスクを適切に理解し、自然災害により万一被災した際に円滑な生活再建・住宅再建が果たせるよう、保険・共済により日頃から自然災害リスクに備えておくことが肝要である。このため、保険・共済の加入促進に当たっては、可能であればハザードマップ等を示しつつ、災害の種別ごとに以下のリスクが存在することを認識していただくことが有効である。

#### ① 風水害・土砂災害

日本は、台風や前線活動等の気象条件、急峻な地形や急勾配の河川等の地勢条件、都市の多くが沖積平野に位置するといった条件・状況の中で、洪水、内水氾濫、土砂崩れ、高潮、暴風雨等が発生しやすい国土となっている。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書（2014 年）によれば、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、21 世紀末に向けて、世界の平均気温は上

昇し、気候変動の影響のリスクが高くなると予測されている。地球温暖化の進行により、短時間強雨や大雨の頻度増加、強い台風の増加、従来の想定を超える豪雨の高頻度化などの影響があるものと考えられており、これらにより住宅への深刻な風水害も懸念される場所である。

ただし、水害リスクは必ずしも全国どこでも同様ではなく、台風常襲地域のような地域的特性に加え、河川からの距離や標高差などの地理的条件によってリスク度合いは大きく異なるほか、同じ場所でも建物の階数によってリスクは異なるため、各世帯の置かれた状況を正しく認識する必要がある。一方で、浸水被害の他にも豪雨等に伴う土砂災害も想定されるため、急傾斜地やその近傍ではこうしたリスクにも留意する必要がある。

## ② 地震

近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模な地震として以下のものがある（確率は、地震調査研究推進本部による）。

### 【海溝型地震】

○南海トラフ地震：30年以内にM8～9クラスの大規模な地震が発生する確率：70%程度

○相模トラフ沿いの海溝型地震：30年以内に大正関東地震タイプなどM8クラスの地震が発生する確率：ほぼ0～5%

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震：根室沖で30年以内に地震が発生する確率：60%程度など様々なケース

### 【直下型地震】

○首都直下地震：南関東地域で30年以内にM7クラスの地震が発生する確率：70%程度

○中部圏・近畿圏直下地震

なお、これらの大規模な地震以外にも、日本には分かっているだけで約2,000の活断層が存在し、「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」（阪神・淡路大震災）や「平成28年（2016年）熊本地震」のように、それまで地震被害のリスクは小さいものと考えられていた地域においても、大きな地震被害が発生するケースがある。このことから、地理的条件や地盤の状態、耐火・耐震化等の住宅の状態などにより被害の可能性に差はあるものの、基本的には地震被害は全国どこでも発生する可能性があるものとして事前に備える必要がある。

また、平成23年の東日本大震災のように、地震に伴って津波被害が発生するケースがあり、特に沿岸部においては津波被害のリスクも認識する必要がある。なお津波は昭和35年のチリ地震津波のように、地震そのものの直接的な影響がない遠隔地においても被害をもたらす場合がある。

## ③ その他の自然災害

日本には110の活火山がある。また、火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、23都道府県140市町村が火山災害警戒地域に指定されており、火山噴火のリスクについて、地域特性などに応じて正しく認識する必要がある。

その他の自然災害リスクとして、雪害などの自然災害もあり、地域特性などに応じてリスクを正しく認識する必要がある。

## (2) 居住する地域に関するリスク情報の入手方法

地域ごとの自然災害リスクに関する情報は、国、地方公共団体その他の機関が様々な形で情報提供を行

っており、これらを適切に活用することで、自身の居住する地域に関する自然災害リスクをよりの確に把握することができる。このため、保険・共済の加入促進を図る上では、これらの情報の所在や活用方法について紹介することが有効である。

① 風水害・土砂災害リスクに関する情報

「風水害対策」(内閣府防災担当)

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/index.html>

「洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ」(国土交通省)

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/>

「各都道府県が公開している土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域」(国土交通省)

[https://www.mlit.go.jp/river/sabo/link\\_dosya\\_kiken.html](https://www.mlit.go.jp/river/sabo/link_dosya_kiken.html)

その他、洪水、内水氾濫、高潮により浸水が想定される区域等に関する情報、土砂災害警戒区域(地方公共団体)など

② 地震リスクに関する情報

「地震に関する評価」(地震調査研究推進本部)

<http://www.jishin.go.jp/evaluation/>

「地震・津波対策」(内閣府防災担当)

<http://www.bousai.go.jp/jishin/index.html>

「都市圏活断層図」(国土地理院)

<http://www1.gsi.go.jp/geowww/bousai/menu.html>

「J-SHIS 地震ハザードステーション」(独立行政法人防災科学技術研究所)

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

その他、津波により浸水が想定される区域等に関する情報(地方公共団体)など

③ 火山災害リスクに関する情報

「火山災害対策」(内閣府防災担当)

<http://www.bousai.go.jp/kazan/index.html>

「ハザードマップポータルサイト」(国土交通省) ※リスク情報の閲覧サイト。

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

その他、火山防災マップ(火山ごとの火山防災協議会)など

④ その他自然災害全般に関するリスク情報等

「ハザードマップポータルサイト」(国土交通省) ※リスク情報の閲覧サイト。上記記載の情報も一部閲覧可能。

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

「主題図(地理調査)」(国土地理院) ※土地条件図など

<http://www.gsi.go.jp/kikaku/index.html>

(3) 保険・共済に関し自然災害リスク啓発の観点から情報提供することが望ましい事項

保険会社や共済団体は、一般消費者に対して、上記のような自然災害リスクがあることを踏まえ、リスクヘッジの手法として保険・共済があることを示し、その加入促進に努めることが望ましい。その際に情

報提供すべき事項を例示すると以下のような内容となる。なお、この内容は、関係省庁・関係団体における既存の指針・ガイドライン等の内容を踏まえて改めて整理したものであり、確認事項としての位置づけのものである。

① 補償の対象となる自然災害及び免責事項

選択可能な主な契約プランにおける災害の種別毎の補償の有無について、図表などを用いて分かりやすく情報提供する。

また、保険金・共済金が支払われない主な場合（主な免責事項）について情報提供する。

② 保険契約・共済契約の対象

選択可能な主な契約プランにおける建物、家財の補償の有無を情報提供する。また、建物被害の程度にかかわらず、家財が大きく被害を受け再購入が必要になる場合もあることから、持ち家の場合は建物の補償と家財の補償の双方で備えることが望ましい旨を必要に応じ情報提供する。

なお、屋外設備や貴金属など、通常の契約で対象とならないケースもあることから、その場合は別途契約が可能である旨を必要に応じ情報提供する。

マンション等の区分所有建物においては、共用部分については区分所有者ではなく管理組合等が保険に加入することが一般的であるため、加入状況等について管理組合等に確認することが望ましい旨を必要に応じ情報提供する（保険・共済によっては共用部分への補償を対象とした商品がない場合がある）。

③ 支払われる保険金・共済金の説明

補償の対象となる自然災害ごとに、保険金・共済金の額の算出方法について、図表などを用いて分かりやすく情報提供する。

契約プランによって保険金・共済金の額の算出方法が異なる場合には、区分して情報提供する。

保険金額・共済金額の設定について、評価の基準（再調達価額（新価）・時価）を情報提供する。

また、契約方法により再調達価額を基準とするか時価を基準とするか選択できる場合、時価を基準とした場合には、保険金・共済金だけでは十分な復旧ができない可能性があること等を情報提供する。

④ 保険料・共済掛金の説明

保険料・共済掛金の設定の考え方やモデルプランについて情報提供する。

なお、建物の耐震性能等に応じた保険料・共済掛金の割引制度がある場合は、その旨情報提供する。

⑤ 保険金・共済金の支払に関する補足について

大規模な地震災害が発生しても保険金・共済金が円滑に支払われるような措置がある場合は、必要に応じ情報提供する。

（４）公的支援制度に関する情報提供

保険・共済制度そのものではないが、住宅再建に際しては様々な公的支援制度の活用が可能であり、これらについて保険・共済への加入を検討している一般消費者が理解することで、より適切な選択をすることが可能となるものと考えられる。

<被災後に活用できる現在の制度等>

自然災害により住宅に被害を受けた場合の支援制度には様々なものがある。しかしながら、本来は個人の資産形成に公的資金を投入しないというのが被災者支援の原則であり、「住宅再建」という個人資

産の形成は自助により行うことが基本となる。ただし、それでは被災地の復旧・復興が迅速・円滑になされないことから、間接的にこれを支援する制度が用意されている。これらも上記原則から住宅を再建するには必ずしも十分なものではなく、例えば、住宅が全壊した世帯等を対象とする被災者生活再建支援制度でも支給額は最大 300 万円であり、公的支援だけでは十分ではないため、保険・共済により事前に備える必要がある。

(参考：内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」)

#### ○被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金（最大 300 万円）が支給されるもの。支給額は下記の「基礎支援金」「加算支援金」の合計額となる。（単身世帯の場合は金額がそれぞれ 3/4 となる。）

- ・住宅の被害程度に応じて支給される支援金（基礎支援金）

	全壊等	大規模半壊
支給額	100 万円	50 万円

- ・住宅の再建方法に応じて支給される支援金（加算支援金）

	建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

なお、「全壊等」には以下の世帯が含まれる。

- ・住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じた場合で、住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、または解体されるに至った世帯（解体世帯）
- ・噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）

#### ○住宅の応急修理（災害救助法）

災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するもの。市町村が業者に委託して実施する。修理限度額は 1 世帯当たり 57.6 万円（平成 28 年度基準）。災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象。

- ①災害により住宅が半壊又は半焼した方
- ②応急仮設住宅等に入居していない方
- ③自ら修理する資力のない方（※大規模半壊以上の世帯については資力は問わない）

#### ○災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）

災害で罹災した住宅の早期の復興を支援するため、災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利な資金を供給するもの。住宅を建設する場合の融資限度額（基本融資額）1,650 万円等、住宅再建方法により融資限度額、返済期間等が異なる。

## ○地方公共団体独自の支援制度

地方公共団体によっては、住宅被害を受けた世帯等に対し独自に支援金等を支給する制度を設けている場合がある。

## ○被災住宅の公費解体（災害廃棄物処理事業）

大規模災害時には一般に市町村が災害廃棄物処理（いわゆるガレキ処理）を行うため、倒壊した住宅等の解体・撤去が公費により住民負担なしで行われることとなる。

## ○義援金

公的支援ではないが、被災住宅の再建等に活用が可能。ただし、集められた義援金等を被災世帯数に応じて分配することとなるため、被害が広範囲になるほど、1世帯当たりの分配額は少なくなる傾向があり、例えば阪神・淡路大震災では住宅が全半壊した世帯に1世帯当たり10万円支給するなど、総額でも1世帯当たり40万円程度。東日本大震災では住宅全壊1世帯当たり112万円（宮城県の場合）。

## <被災前に活用できる制度>

### ○住宅の耐震化に関する補助（耐震診断等）

耐震診断や耐震改修等に係る所有者の負担の軽減を図り、住宅・建築物の耐震化を促進するため、国（国土交通省）や地方公共団体では、様々な支援制度を設けている。

### ○地震保険料控除制度

契約者が支払った保険料・共済掛金のうち所定の金額について税法上の地震保険料控除の対象となり、所得税（最大5万円）・個人住民税（最大2万5千円）について課税所得額から控除される。

## （5）災害に備えて住民が取り組むべき事項

住宅の被災に備えて保険・共済に加入することも重要だが、それ以外にも自然災害に備えて行うべきことは数多くある。保険・共済の加入促進とは必ずしも関連しないが、保険・共済への加入検討により災害への関心が高まっているタイミングで、その他の個人でできる防災・減災対策について紹介することは、国民・住民の防災力向上という観点において重要である。特に、災害時にはまず自身と家族の身の安全を確保することが第一であり、財産被害だけではなく身体的被害への備えも十分に行う必要がある。

個人で取り組むことができる防災・減災対策として、具体的には、以下のような内容について紹介することが考えられる。

### ○地域における災害に関する情報の確認

- ・自治体が公表しているハザードマップ、防災マップ等を活用し、災害種別毎に想定される被害や、避難場所、避難ルート、避難所などを確認する。

#### ○住まいの安全対策

- ・ 耐震診断や、必要に応じ耐震補強を実施する。
- ・ 家具の固定や、配置の工夫等を行う。
- ・ 地震時に設定以上の揺れを感知した時に電気を自動的に止める「感震ブレーカー」を設置する。

#### ○非常持ち出し品の準備

- ・ 飲料水、非常食、軍手、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、洗面用具、乳幼児がいる方は哺乳瓶や紙おむつ等をあらかじめリュックサックに入れておくなどし、貴重品とあわせて持ち出せるように準備しておく。

#### ○非常用備蓄（水、食料、携帯トイレ等）

- ・ 各家庭で最低3日間、できれば一週間過ごせるように、飲料水（一人1日3リットル）、食料等を備蓄する。
- ・ 保存期間の長い普段の食料を多めに買って置き、期限の近いものから消費、使った分を買い足す家庭内循環備蓄方式（ローリングストック方式）などの活用も効果的。
- ・ カセットコンロや下着、トイレトーパー、携帯トイレ等も備蓄する。

#### ○非常時の連絡先の確認（家族・親族）

- ・ 普段から、家族・親族間で災害時の安否確認方法、集合場所等を確認する。
- ・ 「171 災害伝言ダイヤル」などのサービスを活用する。

#### ○地域の活動への参加

- ・ 地域で実施される防災訓練などに積極的に参加する。

以 上